

# 商品生産の展開と農民階層分化の概観

——美濃縞地帯における——

丹 羽 弘

は し が き

旧稿において、近世後期の美濃縞地帯における綿業の展開過程を概観し<sup>(1)</sup>、さらに、同地帯に属する厚見郡下佐波村を中心として、身分的階層制——頭分制——と天保期村方騒動について検討した<sup>(2)</sup>。

幕藩体制解体期における農村構造の変質過程を分析する一環として、本稿においても、同村および隣村日置江村、さらに竹ヶ鼻と並んで美濃縞地帯における中心的商工業村落である笠松を主たる分析対象として、綿業を中心とする商品生産の展開と農民階層分化の概観を試みたい。

国内的契機と国際的契機との統一的把握により、幕藩封建制から資本制への移行過程の解明を企図し、変革の主体を階級配置の面より全構造的に究明しようとする場合、開港による幕藩制的市場の変質と、この期の農民諸階層の存在形態を明らかにしなければならないが、この点のくわしい分析は別稿に譲ることとしたい。

本稿で使用した史料は、とくに注記しない限り、下佐波村は羽島郡柳津町下佐波青木久太郎家文書、日置江村は岐阜市日置江青木孫三郎家文書（以上岐阜大学博物館蔵）、笠松は羽島郡笠松町高島久右衛門家文書によっている。なお下佐波村については高木英明氏、日置江村については所文隆氏、笠松についてはわたしの日本経済史ゼミナールに所属する猪又貞寿君を始めとする学生諸君に、種々の点で協力を得た点を記して感謝の意を表したい。

注 (1) 拙稿「近世後期における農村工業の展開過程」(『岐阜経済大学論集』I-1以下「展開過程」と略称)

(2) 拙稿「近世農村における身分的階層制と村方騒動」(『同上論集』II-1以下「村方騒動」と略称)

## I 調査地の概況

下佐波村については、すでに旧稿<sup>(1)</sup>において述べたので、ここでは、日置江村と笠松について、簡単にみておくこととする。

日置江村は、下佐波村と同じく加納藩領で、美濃織地帯北部に属している。長良川と境川に挟まれた輪中地帯に位置し、笠松の西約2里、岐阜の西南約3里の地点にある<sup>(2)</sup>。

第1～3表は、同村の概況をみるために、村高変遷、宝暦7年の村高内容および田畑作物、戸数人口の変遷を示したものである。村高は、寛永元年の1,160石余から延宝4年の「松平丹波守検」1,260石余と、約半世紀に100石

第1表 日置江村村高変遷

年代	本高	新田高	総高	備考
寛永元(1624)	1160.45 石	石	1160.45 石	「加納領高帳」(『加納町史』上巻 p. 192)
〃 9(1632)	1242.036		1242.036	「指出し御帳」 本高1954.5石より他村への出作 高等712.4464石が除かれている
延宝4(1676)	1260.297		1260.297	「村鑑」松平丹波守検地本高には 立野高66.937石出作小熊分46.705 石が含まれている 以下同じ 他に切手12.528石がある
元禄11(1698)	〃	6.301	1266.598	「村鑑」
宝永5(1708)	〃	18.829	1279.126	「村鑑」
正徳元(1711)	〃	23.241	1283.538	「村鑑」 「加納領高辻帳」(『加納町史』上 巻 p. 274)
天保9(1838)	〃	23.405	1283.702	「加納領高辻帳」(『加納町史』上 巻 p. 342)

第2表 宝暦7年日置江村村高内容および田畑作物

地種	田			畑		
	石高	面積	石盛	石高	面積	石盛
上	210.452 <sup>石</sup>	140.3005 <sup>反</sup>	1.5	184.358 <sup>石</sup>	153.6005 <sup>反</sup>	1.2
中	202.081	155.414	1.3	85.388	85.3265	1.0
下	220.682	200.606	1.1	122.331	152.9045	0.8
下々	24.51	27.210	0.9	17.806	29.623	0.6
計	657.725	523.6005		409.883	421.5245	
(一毛作) ちこ花落, 志らば				(両毛作) 大麦, 小麦, 菜種, (夏)稗, 粟, 唐黍, 芋, きわた, 大豆, 小豆, 大根		

- (1) 「村鑑指出し帳」による。
- (2) 村高1,260.297石中, 「古来永引」, 「立野高」, 「出作小態分」192.690石は除かれている。他に新田畑23.241石がある。
- (3) 「出作」160.621石, 「入作」55.0205石
- (4) 「男女作之間多足ニ男ハ蒔繩草履わらんじ作り申し, 女ハ布木綿仕仕, 紺屋老人, 田畑こやし干鰯灰油糟遣申し」(享保14年「村鑑差出帳」も同文)
- (5) 「安政2年諸願書書留帳によれば, 畑41町2反6畝余の中, 大豆作付18町1反余, 綿作付8町3反に上り, 大豆はその他に97町5反余の田全部に1反に付き種5合の割で畔豆をつくっている。畑は反に付種3升蒔とある故, これを畑に換算すれば16町余となり, 合計34町余の畑に大豆作付をしたことになる。」(松本平治「近世美濃における農村社会構成について—頭百姓考—」『岐阜史学』第18号)

第3表 日置江村戸数人口の変遷

年代	戸数	人口(男・女)	備考
享保14(1729)	170 <sup>戸</sup> 本百姓119 <sup>人</sup> 水呑51 <sup>人</sup>	730(370・360)	「村鑑指出帳」 馬数 31匹
宝暦7(1754)	158	663(329・334)	「 / / 」 / / 25匹
弘化4(1848)	151		「高持無高耕作畝数取調帳」
嘉永4(1851)	172	914(445・469)	「御改革並諸事留帳」
明治14(1881)	201	957(467・490)	「厚見郡各村略誌」 馬数 34匹

- (1) 万治2(1659)年の「男女御改帳」によれば, 戸数58, 人口334(男177, 女157)とあるが, 戸数は村全体の記載であるか疑問があり, 人口も10才以上の集計であるので, 表から除いてある。
- (2) 嘉永4年の人数は, 嘉永2年の「留帳」によっている。

程増加して幕末に及んでいる。「古来永引」が80石程あり、下、下々田は、面積にして田523反余の約43%を占めている。輪中地帯に属し、水害の影響の大きいことは、下佐波村と同様で、「正徳二～天保一二年の現在免状六六通によれば、約一二〇〇石余の石高の中五〇〇石以上収穫なきため毛引した年は一七回、小さな水災は連年であった<sup>(3)</sup>」のである。宝暦7年の水田化率は61.6%で、田畑とも免は0.53となっている。

本村の綿業の起源については不明であるが、「女ハ布木綿仕込」とあり、紺屋1人をあげている(第2表注4)。綿作については、すでに寛永9年、小物成として「綿式貫式百目」を出して<sup>(4)</sup>おり、安政2年には、畑41町2反余中綿作付は8町3反に上っている(第2表注5)から、かなり盛んであったことがわかる。

笠松は、<sup>(5)</sup>旧稿においてもふれた如く、この地方綿業の発展と共に、竹ヶ鼻と並んで商品生産流通の拠点となり、周辺綿業農村の結接点ともいふべき在郷的的性格をもつ商工業村落を形成していった。名古屋街道筋にあたり、木曾川に臨んで河港をもつことから、水陸交通の要衝であり、寛文2(1662)年、この地に美濃郡代がおかれると共に六斎市が開設されている<sup>(6)</sup>。すなわち「当村市場=市日月六斎……近郷ノ諸色持出売買任……御城米津出木曾川通陸附出三町余 則当河岸=積立 桑名湊迄川路十里程」<sup>(7)</sup>の位置にあり、第16代郡代辻六郎左衛門支配(天明8年—寛政3年)の頃「笠松町方ニ儀へ 笠松村 徳田新田 田代村之内 柳原分入会 家数八百軒余有之候処 追々他所ノ引越 百姓店借等相増廻=成出所不知もの等入込<sup>(8)</sup>」んでいることは、階層分化によって分出された周辺農村からの多数の貧農・半プロ層などが流入したものである。後にくわしくみるように、文政・天保期頃、無高は全戸数の50%を超えており、多数の綿業関係その他の商工業者、賃労働者を輩出しており、ここには自給的封建農村として把捉されない都市的性格をみるのできるのである。

以下に、本村の村高変遷(第4表)、戸数人口の変遷(第5表)と、かな

りくわしい記載のみられる享保6年「高反別差出帳」により、村高内容および田畑作物(第6表)その他を表記した。

村高は延宝7年380石余で、その後若干を増加させているに過ぎない。反

第4表 笠松村村高変遷

年 代	本 高	新 検 高	総 高	備 考
延宝7 (1679)	380 <sup>石</sup> .98	石	380.98	杉田九郎兵衛 川井助左衛門検地
享保9 (1724)	〃	1,586	382,566	辻 甚太郎検地
宝暦5 (1755)	282,566	0,903	383,469	青木次郎九郎検地
明和4 (1767)	383,469	3,735	387,204	千種六郎衛門検地
〃 6 (1769)	〃	0,485	387,689	〃
寛政5 (1793)	387,689	0,289	387,978	鈴木 門三郎検地
天保3 (1832)	387,978		〃	

各年「村差出明細書上帳」、「高反別差出帳」等による。

第5表 笠松村戸数人口の変遷

年 代	戸 数			人 口 ( 男 ・ 女 )	備 考
	戸	本 百 姓 水	比 率		
享保6 (1721)	341	280 61	82.1 17.9	1,443( 745・ 698)	「高反別差出帳」
宝暦10 (1760)	363	230 133	63.4 36.6		『笠松町史』上巻 p. 501.
天明8 (1788)	443			1,558	「差出明細帳」
文政8 (1825)	480	224 256	46.7 53.3	1,985( 959・1,026)	『笠松町史』上巻 p. 501. 「家数人別増減書上帳」 外, 他江 奉公稼30人
天保3 (1832)	493	230 263	46.7 53.3	2,061(1,016・1,045)	「惣寄帳」 外, 他江 奉公稼19人 永尋21人
〃 8 (1837)	488	233 255	47.7 52.3	2,036(1,001・1,035)	「宗門人別取調帳」 外, 他江 奉公稼19人 永尋21人
〃 13 (1842)	452	213 239	47.1 52.9	1,938( 968・ 970)	「惣寄帳」 外, 他江 奉公稼23人 永尋22人
嘉永4 (1851)	499	240 259	48.1 51.9	2,034(1,025・1,009)	「惣寄帳」 外, 他江 奉公稼32人 永尋22人
慶応4 (1868)	542	222 320	41.0 59.0	2,258(1,115・1,143)	「惣寄帳」 外, 他江 奉公稼36人 永尋16人

第6表 享保6年笠松村村高内容および田畑作物

地 種	田			畑		
	石 高	面 積	石 盛	石 高	面 積	石 盛
上	石 2.427	反 1.820	1.3	石 34.71	反 38.520	0.9
中	18.062	16.406	1.1	70.803	88.501	0.8
下	25.908	28.726	0.9	78.882	131.421	0.6
下々	46.635	58.228	0.8	36.013	72.008	0.5
屋敷				67.54	56.225	1.2
計	93.032	105.320		287.948	386.815	
	面積	諸作付附様				
田	反 105.320	稲草	種粃当村ニはちこ粃、白葉粃撰 田1反ニ2升宛 之積り、餅粃は、さいか、あせこし粃を撰立、1 反ニ2升宛積蒔付			
	330.520 (此訳) 5. 200. (内) 190. 60.	(春)	1反ニ麦(黒三月麦、矢はつ麦)平均5升ツツ蒔付 大麦蒔1反ニ平均1石5斗取			
畑	80.520 16. 21. 13. 20. 10.520	(夏)	稗植付1反平均1石9斗程宛取大豆小豆荏ニ義ハ、 稗之間々ニ植付1反ニ1斗4升程取 芋植付1反ニ2斗5升平均4石程つま取 小麦平均1反7斗5升程つま取 木綿蒔付1反平均30斤程つま取 粟蒔付1反平均8斗ツ、取 大角豆蒔付1反平均5斗程取此跡蔦豆蒔付1反ニ 平均3~4斗程ツ、1反ニ平均麦4斗宛蒔付 稗蒔付1反平均2石程つま 黍蒔付1反平均2石程つま 但此跡ニ菜、大根蒔大根ハ1反ニ3千本 菜ハ拾把からけニて4~5把ツ、取			
屋敷	56.225	但屋敷廻少宛菜園仕茄子、大角豆、野菜ニ類作り申込				

- (1) 「出作」171.8681石
- (2) 「田畑こやし所々芝草、炭こへを用、炭こへ代、干鯛代合田老反ニ新金1分銀5匁ほど宛こやし代入申込、畑1反ニ芝草薬用土こへ等を作り、不足と分荏粕、干鯛代新金5匁程宛入申込、村中々ケ年ニこやし代新金41~2両程ツ、調申込」
- (3) 「男女之稼、男ハ作第一ニ仕、作之間ニハ小商等仕込、女ハ布木綿漸着用ほど仕申込、代金

30兩程蚕仕まゆにて売申也。」

- (4) 「当村市場にて市日六斎宛…在辺より飼葉持出売塩、味噌等を買調申也。」  
 (5) 「当村地内往還道筋にて御座也、きふ、加納、尾州御座也、舟渡場当村前木曾川尾州名古屋へ之往還船渡場にて渡貳艘有之也。」  
 (6) 家数341軒（本百姓280軒、水呑百姓61軒）人数 1,443人（男745人女698人）馬9疋  
 (7) 医師3人（石膏、道中、玄良）山伏1人（京 蓮盛院）紺屋1人（彌平治）鎌鍛鍛冶1人（十歳）楡物屋1人（勘六）大工2人（孫八、織太夫）

酒屋2軒（酒株 10石 此酒造高 200石余 岩井屋彌市）  
 同 5石 " 150石 葛屋善兵衛）  
 同 11石5 是へ四五ヶ年相止罷有也 清水屋菊泉）

当り石盛は、周辺農村にくらべて0.2程づつ低く、肥料は芝草および藁灰等の自給肥料を主とし、干鰯、荏粕等の金肥（1カ年肥料代41～2両）は補給用としていたようで、土地生産力としてはあまり高いとはいわれない。

綿作は、畑1町6反、1反平均30斤程の収穫で、紺屋1人あり、「布木綿漸着用ほと仕」としている。「差出帳」の性格を考慮すれば、この頃から商品生産としての綿業の発展をみたのではなからうか。また養蚕を行なって繭30兩程を販売していることにも注目される。造り酒屋は、すでに正徳初年に3軒存在したが、このほかに、「港町福証寺前の角屋敷に松屋某が味噌の醸造業を営み、木曾川の舟楫の便に抛り、上流は川島、太田辺から奥の川辺または八百津（当時は黒瀬湊）に及び、下流は玉井、奥町から津島辺まで、大手に取引<sup>(9)</sup>」していた。こうした諸商品を取り扱う船問屋、諸荷物問屋の存在<sup>(10)</sup>は、在方町＝商工業村落としての笠松の発展と密接に関連していたとみなされる。

注 (1) 拙稿「村方騒動」

(2) 宝暦7年「村鑑差出し帳」

(3) 松本平治「前掲論文」（第2表注5）

(4) 寛永9年「指出し御帳」

(5) 拙稿「展開過程」

(6) 『笠松町史』上巻 p. 405

(7) 文化7年「笠松村明細帳」（岐阜県立図書館蔵）

(8) 「笠松町方一件」（「郡代引継文書」同上蔵）

(9) 『笠松町史』上巻 p. 674.

(10) 一、船問屋 民次

是ハ、木曾川通御廻米御用船、並諸荷物船継差配仕候

一、諸荷物問屋 彦右衛門

是ハ、前々諸向取継、不相替仕候

一、右同断 重右衛門  
源 内

是ハ、先年取継荷物多分御座候処、当時ニ而ハ、少々宛御座候

一、右同断 弥平次

是ハ、当時取継荷物多分御座候

(文政12年2月「町方仕来書上帳」『笠松町史』上巻 p. 706)

## II 商品生産の展開

美濃織地帯における、綿業を中心とする商品生産・流通の展開についてはすでに旧稿において述べたところであるが、ここでは、まずはじめに、本稿の分析に必要な限りにおいて概観しておきたい。<sup>(1)</sup>

農民的商品生産としての、濃尾綿業の本格的発展は、18世紀半ば以後のことである。17世紀半ば頃から18世紀を通じ、尾西側では一宮、起等、美濃側では笠松、竹ヶ鼻等を核として、濃尾平野中央部は綿作地域として形成されかかる綿作農業の発展と、各種綿織技術の移植とは、綿工業の発展を促進し綿作、綿織地帯を中心に、当地方は全域的に、蚕糸・縮緬・茶・紙・蔬菜・米等の各種生産物による地域分化が進展している。

寛政期頃には、農工にわたっての小ブルジョア的分解・発展がみられ、専門的織屋や、実綿・繰綿・綿織物等を扱う在郷商人も多数現われ、部分的にはマニユファクチュアを分出するまでに至っている。綿業への高機技術の導入とその普及は、労働生産力の上昇をもたらし、化政一天保期頃には、賃労働雇傭による一定作業場でのマニユ形態は、零細な小営業と、織元・賃機に分れての間屋制家内工業形態とを併存させながら、地域的に拡張している。

封建的土地所有からの制約と、当段階のマニユ技術水準や市場構造のあり



方から規制されて、天保期頃以降、上層マニユの地主＝問屋資本化と、半プロの貧農層の小作＝問屋制家内労働化の傾向がみられ、とくに幕末開港以後洋糸流入による綿業界の混乱と停滞期には、一層その傾向を促進している<sup>(3)</sup>。かくして、その後明治10年代に至る原蓄過程のなかで、濃尾の綿業は、地域的盛衰、中心的織屋層の交替、織屋の貧農小作層への普及、出機形態の増大傾向という諸変化をみながらも、新しい流通と生産の組織をつくりあげ、社会的分業の進展と農工分離の傾向を示し、従来の綿織マニユにかわっての、より下の層の小ブルジョアの発展がみられ、新たに輩出するマニユとその外業部として組織される資本家的家内労働、当段階における縞問屋・織元とその出機制によって編み込まれる綿織業者とは、複雑に絡みあって展開している。

以下に、下佐波村を主として美濃縞地帯に属する諸村をとりあげ、石高保有とも関連させながら、商品生産の展開を具体的にみておこう。

第7～9表は、幕末期における当地方の社会的分業の展開状況をみるために、弘化4年の下佐波・日置江・東下茜部3カ村の商工業的営業を示したものである。なお、ここに掲げたもののほか、主として下層農民による「糸延」・「糸繰り」などの農間余業としての綿加工業、その他日雇・奉公人など、かなり多く存在していた。

下佐波村の場合を中心に、営業内容と収入から、織屋・質屋・その他にわけて検討してみよう。出機20桁を組織し、最高の年収120両をあげている助四郎は、かなり大きな織元であり、しかも無高である。前年の弘化3年に、庄屋青木久八（文久2年持高72石余）より分家している<sup>(3)</sup>。後述の如く青木家は天保一弘化期内機経営をなし、弘化2年には機留機10桁、年産1500反をあげており、その後嘉永初年に至るまで紀州日高総糸問屋を経営しているので助四郎は分家の際高分けはなく、織機のみを譲り受けたものと思われる。嘉永2年には、出機10桁に減じているが、この段階では、家計の圧倒的部分を営業からの収入によっているとみてよいであろう。

第7表 下佐波村 営業 (弘化4年)

名	前	営	業	年 収入	運 上 銀	文久元年 持 高
助	四郎	出	機 20桁	120. <sup>両</sup>	2.5 <sup>匁ト</sup>	0. <sup>石</sup>
長	右衛門	〃	5〃	20.	1.	7.947
孫	吉	内	機 4〃	24.	1.	2.2327
円	右衛門	銭	質 屋	60.	2.5	49.1153
七	左衛門	〃	〃	50.	2.2	17.0691
柳	右衛門	農	鍛 冶	18.2	1.5	0.254
与	右衛門	〃	〃	12.2	1.	0.
弥	兵衛	紺	屋 瓶数 6	5.	1.	0.3117
忠	左衛門	綿	賃 打	2.2	0.3	0.224
紋	三郎	〃	〃	2.2	0.3	3.3724
留	平	〃	〃	1.	0.3	9.131
久	四郎	大	工	2.2	0.5	0.
小	左衛門	〃	〃	1.2	0.3	0.
和	兵衛	菓子, 豆腐,	酒販売	3.2	0.5	0.
甚	内	豆 腐, 其 他	商	5.	0.7	1.932
又	吉	菓 子 類	販 売	1.3	0.3	0.852
祐	左衛門	酒	取 売	5.	0.5	3.3132
嘉	吉	紙, 蠟燭	其 他 商	6.2	0.7	0.4677
幸	右衛門	法会	其 他 小 商	5.	0.7	1.0128
藤	左衛門	死 去	道 具 商	2.2	0.3	8.4208

(1) 村高 1,179.365石 戸数 200 (文久元年)

(2) 弘化4年「内職小商者取調帳」

(3) 持高は南・北組「高揃帳」の合算による。

(4) 安政6年「棧留織屋並引織取調帳」によれば、織屋4、引織業者51がある。

彼と類似した経営を、東下西部村の新左衛門(紺屋年収140両持高0.372石)の場合に見出し得よう。長右衛門、孫吉の経営規模は、助四郎とくらべてはるかに小さく、その収入も20両、24両である。しかし孫吉は安政期に5桁(年産1200反)、元治元年には6桁の内機を経営し、村外にもかなりの出機を組織すると推定されるマニュファクチュア<sup>(4)</sup>となっており、持高は2石余でその収入の大部分を営業面に投下して資本蓄積をしていることを知るのである。

第8表 日置江村 営業 (弘化4年)

名 前	営 業	嘉永6年		弘化4年		名 前	営 業	嘉永6年		弘化4年	
		高	石	高	石			高	石	高	石
弥 市	紺 屋		65.0		12.0	万 蔵	〃		22.9		9.6
久 蔵	〃		14.3		2.8	吉 五 郎	〃		4.1		6.0
伝 吉	〃		1.0		6.5	八右衛門	織 屋		9.9		8.6
宇 平	〃		1.5		1.8	太左衛門	〃		3.4		7.0
弥右衛門	〃		25.4		6.0	甚 吉	〃		0		6.5
京 蔵	〃		0		0.2	利右衛門	傘 屋		0.55		1.0
文 七	〃		14.6		7.3	平 五 郎	藍 屋		3.9		12.0
甚右衛門	〃		16.0		9.0	三右衛門	材木屋		17.9		8.8
喜 八	〃		2.2		3.2						

- (1) 村高1,260.3石 戸数172 (嘉永4年)
- (2) 弘化4年「高持無高耕作畝数取調帳」
- (3) 持高は「紀州様御講金高割帳」による。
- (4) 嘉永4年「御改革義諸事留帳」によれば、結城棧留織元18, 引織36, 紺屋12, 小商い6, 屋根葺7, 油屋3, 材木屋1, がある。

第9表 東下 茜部 村 営業 (弘化4年)

名 前	営 業	天保11年		備 考
		持	高	
長 七	官代地手機1桁		石 1.1672	嘉永2,3年 手機4桁(官代地)
	〃 引機2〃			織元灘屋平兵衛 安政 6年 引機1〃(〃)
?	〃 〃 1〃		?	〃 御園町
郡 次	結城 〃 2〃		1.5095	〃 東鞠村利蔵 嘉永 3年 引機2〃(結城)
安右衛門	縮緬 〃 1〃		?	〃 上加納左右衛門
増 蔵	豆腐・苩・菓子 その他		?	年収入 20両
善 太 郎	種 油 絞		0.58	〃 ?
彦 四 郎	〃		3.1471	〃 ? 安政 6年 引機1〃(〃)
新左衛門	紺 屋		0.372	〃 140両
尾藤孫作	酒 造		35.3907	〃 ? 庄屋

- (1) 村高 536.0302石 戸数 68 (嘉永3年)
- (2) 弘化4年「諸事願留帳」(岐阜市茜部尾藤段四郎家文書)
- (3) 持高は「惣百姓御年貢勘定帳」による。
- (4) 安政6年「諸事願留帳」によれば、結城引機16戸18桁, 官代地引機11戸14桁がある。

質屋経営の2人の年収は60両・50両と大きく、持高(49石余・17石余)からみてかなりの土地を小作に出す地主として小作料に依存すると共に、一部農業経営を行ないつつ高利貸資本としての機能もあわせ営んでいると考えられる。

その他のものは、職人、小商い、賃取りなど雑多な営業に従事している。年収10両以上は農鍛冶の2人のみで、他の13人は6両2分以下極めて零細なものばかりである。持高については、8.9石余保有の2人が中農層に属するが、他は4石以下で、4人の無高も存在している。農業面のみでは再生産不可能のため、いわゆる農間渡世的な営業をなす、半プロ的貧農層に属するとみなされよう。

下佐波村の差出帳(享保14年、寛保2年、宝暦4年)では「当村男女作之間=多足=成<sub>レ</sub>義ハ不仕 年中作方=懸<sub>リ</sub>居申<sub>レ</sub>故 当村外=商売仕<sub>レ</sub>者無御座<sub>レ</sub>」として大工1人をあげ、日置江村の差出帳(正徳元年、享保14年、宝暦7年)では「男女作之間多足=男<sub>ハ</sub>蒔繩草履わらんじ作り申<sub>レ</sub> 女<sub>ハ</sub>布木綿仕<sub>レ</sub> 他所<sub>ニ</sub>商売=出<sub>レ</sub>者無御座<sub>レ</sub>」として紺屋1人をあげているに過ぎない。差出帳の性格を考慮に入れるとしても、宝暦期から幕末期に至るまでに綿業を中心とする小商品生産の発展と社会的分業の進展とは、農民階層の分化をもたらし、農村構造を大きく変質させたことを推測し得るであろう。

なお、ここで笠松の場合についてふれておこう。天保改革の株仲間解散に際し、同13年4月、各町役により調査された「諸色値下ゲ」の覚帳のうち下本町と柳原分とが揃っている。第10表は下本町についてみたものである。家数38軒中、28軒の営業をあげており、そのうち綿業関係は10軒を数え、その他雑多の営業を示している。石高は31石余で、土地所有者は4石以下の極めて零細なものばかりであり、無高が16軒存在する。営業の記載されていない者は、小作従事者もあろうが、「糸より」、「糸繰り」などの余業や、日雇・駄賃稼などの賃労働が多かったと思われる。こうしていわゆる半プロ層の広汎な存在をみることができるであろう。

第10表 笠松村下本町営業(天保13年)

名 前	営 業	持 高	家族数	備 考
甚 助	木綿	石 0.044	2	
喜 兵衛	太物, 絹布, 古手	0.6452	3	
庄 七	〃 〃	0.1639	3	
と (和助後家)	〃 〃	0	1	
吉左衛門	〃 〃	0	4	
嘉 兵衛	かせ糸売買	2.0767	3	
弥 三郎	紺かせ其外染物類	0	4	下男 3人
治 兵衛	〃 〃	0.3568	7	
平 助	糸売買, 洗張り	0	5	
与 三郎	紺足袋, 白足袋その他	0.324	1	
武 助	酒	1.1586	8	
助 三郎	〃	0.698	4	
与三右衛門	酢小売, 駄売	3.8172	7	下男 3人
庄 吉	干か, 江戸かす, 塩	0.372	4	
林 兵衛	〃 〃, 苺小売	0.058	4	
喜 助	質	1.1816	3	下男 1人
嘉 兵衛	〃, 菜種	0.2924	6	
久 兵衛	油, ろうそく, 荒物, 麻, 紙類	2.431	7	下男 1人
万 三郎	〃 〃	0.364	4	
甚 吉	豆腐, 油揚, せと物	0	5	
嘉 蔵	〃 〃	0.216	2	
勘 蔵	〃 〃, 宿屋	0	4	
茂 助	宿屋	0	7	懸り人4人
ふ (弥七後家)	すし其他	0	4	
团右衛門	干物, 青物, 肴	3.6012	7	
恒 次	古道具, 宇治茶	0	2	
庄 六	まんじう其他	0.164	5	
長 次郎	提灯張替	0.2061	5	懸り人1人
専 治		0.624	8	下女 1人
慈 作		0	3	
嘉 七		0	5	
新 助		0	2	
儀 助		0	5	

名前	営業	持高	家族数	備考
助 蔵		0	5	
忠 兵 衛		0	4	
里 ぎ (定七後家)		0.31	8	
彦 助		0	5	
安 兵 衛		1.048	3	

(1) 天保13年「宗門人別取調帳」、『笠松町史』上巻 p. 341—2

(2) 高 31.02675石, 家数 38軒(高持 22軒, 水呑 16軒)  
人数 169人(男 90人, 女 79人)

(3) 柳原町の営業は以下の如くである。『笠松町史』上巻 p. 343—4) 操綿1, 古手2, 紺染1, 質物・衣類・鉄物道具3, 果物青物5, 草履・草鞋その他14, 油1, 団子屋3, 豆腐2, 生魚類並塩魚類5, 菓子類10, 穀粉3, 瓶類1, 船板井戸子類2, 古道具3, 飯食2, 味噌溜り3, 塩・小間物1, 材木類2, 薪炭6

笠松村11カ町のうち、下本町の社会的分業についてみたのであるが、後にもみるように、幕末期笠松三郷には、数カ村に作りをもつ大地主や、濃尾にまたがる大問屋・織元が存在している。これまでみてきた綿業農村とは明らかに異なった、在方町＝商工業村落としての特質を認めることができるのである。

下佐波村の縞木綿生産の展開に関しては、旧稿<sup>(5)</sup>においてこの村の織屋表を掲げておいた。文政一天保期の官代地機の内機業者(北組のみ)13軒、天保11年引機業者(南・北両組)14軒を数えている<sup>(6)</sup>。尾濃綿業においては、一般的に天保期以降出機形態の増大傾向をみるのであるが、当村を含む加納藩領においては、幕末期綿織マニュとみなされる内機経営も増加しており、安政一元治期頃、そのピークに達していることに注目したい。

下佐波村の内機経営桁数の判明しているのは、1～2機の零細なものばかりである。天保10年桁数不明の内機経営4軒のうち、長右衛門は前述の如く弘化4年出機5桁、年収20両の経営であるが、とくに着目すべきは、青木久兵衛(久八はその後継者)の場合である。同年青木家が縞木綿生産に従事していたことは、加納藩代官宛に紹糸3貫70匁の盗難届を出していることから<sup>(8)</sup>

も推測されよう。ところでこの青木家は、従来この村の筆頭頭分庄屋であった青木源兵衛家の分家筋にあたり、天保2—4年の村方騒動により、「身上切替」没落した源兵衛家にかわって、天保5年以後、世襲的に庄屋役に就任しているが、すでに同年には、内機経営として機留縞生産にあたっていたと思われる。

第11表 青木久兵衛家 棧留嶋通(天保5年)

即ち第11表は、天保5年、岸野屋茂助が、青木久兵衛にあてた「棧留嶋通」の断片史料を表示したものである。同年青木家は、銀1貫185匁余・銭370文にあたる各種棧留縞その他を生産して、茂助に販売していることがわかる。しかもこの額は、8月末払分と10月分との合計に過ぎないので、年産額がこの額よりはるかに大きいことはいうまでもないであろう。

8月分	銀 240.6 <sup>匁ト</sup> 外ニ 銭 170文	引 残り 金糸丈長代		
10月分	銀 266.8 <sup>匁ト</sup> 〃 364.1 〃 97.8 〃 17.5 〃 68.3 〃 31. 〃 65. 〃 0.84 〃 33.33 銭 200文	煤 竹 万 乱 立 花 色 地 茶 万 相 子 持 (ツヤ仕立紙付) 太 織 絹 かさり帯 ふ ん よ 紙七枚 真 綿 250匁 (両=450匁かへ) 〃 〃 ツミ代 4匁	12反 18〃 6〃 1〃 41〃 1疋 6筋	
計	銀 1,185.27 <sup>貫 匁ト</sup> 銭 370文			

「青木久兵衛殿 午龜 棧留嶋通 岸野屋茂助」

天保13年には、一部出機経営も行なっていたことを知り得る史料があり、それは織元と引織業者との関連をみるのによいと思われるので、長文であるが、ここに全文を掲げておこう。

午恐奉願上候口上覚

私義官代地嶋内職仕罷在候、然ル所次木村庄右衛門与申者江出機=差遣

し置候所、去丑七月庄右衛門并親類継三郎与申者同道申参候ニハ、御年貢皆済難仕旨相歎キ参リ、絶相頼候ニ付、無餘義同人住家引当之証文取之、金子六両也貸渡し申候、然ル所昨冬諸勘定不仕候ニ付、及催促候得ハ、隣家長三郎継三郎兩人罷越申聞候ニハ、庄右衛門義金子入用出來候間、何卒又々金子三兩取替呉候様相頼候ニ付及断候処、右兩人織上り候分品々持参可仕旨申聞罷歸リ、等閑ニ仕候間、当春ニ至リ早速差越候様申遣候処、後ハ嶋持参可仕間、先々歸り呉候様申聞候、然ル所継三郎長三郎兩人罷越、昨冬無抛金子入用ニ付、預リ嶋隣家堀庄助江廿六反、親類徳三郎江七反都合三十三反相預ケ、金子借用仕、申分ケも無御座、何卒今暫ク勘弁致呉候様兩人ハ相頼、誠以不埒至極、早々差戻シ候様申聞候処、右兩人申候庄右衛門一言之申分も無御座付、親類之者共江内談仕、早々預リ置候仕呂もの可差戻様取斗可仕趣ニ罷歸リ、其後又々右兩人罷越申聞候ニハ右親類之者共一切取合不申不実之趣別徳三郎庄助隣家之義、私方之品物目当ニ金子取替候義も不行届、無抛庄屋江崎庄兵衛方江頼入候ニ付、右人より御上様江御冥加も上納在之段、利解致呉候得共、等閑ニ仕、難渋迷惑仕候、最早相對之濟方出來不申、不願恐多御願奉申上候、何卒御慈悲を以、庄右衛門始継三郎長三郎并嶋預リ人被為召出、品物ハ勿論住家書入金共急速差返し候様、被為仰付被下置候ハハ、難有仕合ニ奉存候、此段厚御願奉申上候

寅（天保13年）五月

青木久八

御代官様

（天保13年「諸事願書留帳」）

織元（出機屋）青木家より官代地機の引き織りをしている次木村の庄右衛門は、年貢に困り、住家を抵当として織元より金6両を借り、さらに、織元に納入すべき縞33反を抵当として、隣家堀庄助と親類徳三郎より借金している。そこで織元青木久八は、返済を遷延している庄右衛門にたいし、「最早相對之濟方出來不申」として、「品物（縞33反）ハ勿論住家書入金（6両）



共急速差返」すよう、加納藩代官に訴え出ている。この結果がどうなったかは不明であるが、ここでは、織元が引織業者を従属させていく一つの過程をみることができるであろう。

弘化2年、青木家は、つぎの史料が示すように棧留機10桁を使用し、年内生産縞約1,500反を上加納御園町の織屋次兵衛へ販売している。

乍恐御届奉申上<sub>レ</sub>覚

一、棧留機拾桁 青木久八

年内出来嶋 千五百反程

右<sub>レ</sub>嶋御園町織屋次兵衛<sub>ニ</sub>差送り申<sub>上</sub>覚

一、右同断三桁 孫吉

年内出来嶋 六百反程

右<sub>レ</sub>嶋羽栗郡田代村仲買民右衛門方<sub>ニ</sub>差送り申<sub>上</sub>覚

(弘化2年「諸願書并村送留帳」)

織機1桁当り縞生産高は、孫吉約20反にたいし、青木家は約15反であることから、10桁のうち若干の出機を持っていたかも知れない。しかし連年のこの種の史料には、出機の場合はそのように明記しているし、また孫吉は、前述の如く、2年後の弘化4年、内機4桁(年収24両)を使用していることから、両者とも内機経営が主体であったとみなしてよいであろう。

青木家の縞生産形態の具体的内容については不明であるが、当主久八が同年6月7日より10月26日まで江戸に出て留守中、前述した分家前の弟助四郎が経営にあっている。「諸事日記帳」により、その経営状態をうかがってみよう。

第12表にみる竹ヶ鼻の布助(木村助右衛門)は、天保10年頃、「尾濃総糸御仲買衆」の1人として、中央特権問屋である「大坂総糸問屋仲間」と大量の取引をしており、すなわち遠隔地間流通につながるに至った大手の在郷仲買商人である。また同木綿屋(大沢文助)、笠松の小見山又吉、北方(「日記帳」)に買主名を記していないが、豪商渡辺一統に属する助左衛門などである

第12表 青木家総糸購入および縞販売 (弘化2年)

総 糸 購 入					
町村名	売 主	月 日	購 入 数 量	価 格	備 考 (購入担当者)
竹ヶ鼻	布 助 (木村 助右衛門)	6. 9		30. 両	与三右衛門
		6.17	肥後 12番 10丸 // 11// 1 箇	20.	//
		7. 7		10.	//
		7.19	中津 10丸 11// 6// 12// 4// 6//	30.	助 四 郎
	加 三 太	8.20	大 垣 糸 50貫 桑名 1 丸手本 = 買フ	880 匁替	助 四 郎
		9. 7	総糸買帰ル		(与三右衛門 由 兵 衛
		10. 1		10 両	助 四 郎
		10. 2	大 垣 糸 17貫		//
		10.16	いろいろ	10//	//
	岐 阜	田 中 屋	8.21	10番 1丸	86 替
おり次		//	// 2//	//	//
米 吉		//	11// 5// 12// 4//	99093 替	//
加 納	滝 平	6.20		26 両	与三右衛門
		7.20	9// 福竹 3// 引本 2// 10// 3//		助 四 郎
縞 販 売					
町村名	買 主	月 日	販 売 数 量	受取り額	備 考 (販売担当者 その他)
柳 津	助右衛門 (惣 助)	6. 8	相 見 正 55反	10 両	江州商人江 引合置以分、 本人持参
		6.20		6//	助 四 郎
		6.25		2//	// 寸弁せん直 し10反嶋受 取

町村名	買主	月日	販売数量	受取り額	備考 (販売担当者 その他)	
柳津	孫三郎	6.15	相見正 125反	20兩	本人持参 与三右衛門	
		6.20		5〃		
		6.23	志ん立 75〃	15〃	助四郎	
		7.10	相見正 25〃	5〃	〃	
		8.7	(甚助分) 〃 25〃		〃	
		8.12		25〃	与三右衛門	
		8.17	鼠格子 25〃		〃	
		10.21	嶋 25〃		太兵衛	
田代	赤塚	6.25		10〃	助四郎	
		8.24		10〃	〃	
		9.12	相見正子 25〃 大格 50〃	15匁7ト替 14.7〃	太兵衛	
		9.13	志ん立 25〃 相見正 25〃		〃	
		9.28		10兩	助四郎	
		10.1		5〃	〃	
		10.6		5〃	〃	
		10.7	嶋売 = 行		〃	
10.16		5〃	〃			
竹ヶ鼻	木綿屋 (大沢文助)	6.9		10〃	与三右衛門	
		7.27	嶋売 = 行		助四郎	
	紙喜	10.2	清端らつ嶋 25〃 10〃		助四郎	
岐阜	おり次	6.23	志ん立 25〃	5兩	助四郎	
		9.8	大格子 5〃	14匁8ト替	与三右衛門	
		9.29	〃 25〃	15.5〃	助四郎	
			志ん立 25〃	15.3〃	〃	
		9.30		10兩	〃	
		10.3	相見正 75〃	14匁9ト替	〃	
	金次		8.8	(甚助分) 茶三直し } 25〃 (青木分) 無地 } 大格子 15〃	13.8〃	与三右衛門
			8.11		13.7〃 14.7〃	〃
				12兩	助四郎	

町村名	買主	月日	販売数量	受取り額	備考 (販売担当者) その他
岐阜		8.11 8.23		5両 10〆	(甚助=渡ス) (〆)
笠松	小見山 又吉	7.28	(甚助分) 耳白相見正 25反 〆くあらく分50〆 相千直し 50〆 志ん立 50〆 (青木分) 清らつ 50〆	14匁1ト替 13.1〆 14.2〆 13.3〆 14.7〆	助四郎
		8.2	(甚助分) 清らつ 25〆	13.35〆 20両	(甚助=渡ス)
		8.7	(甚助分) 清らつ 25〆 (青木分) 清らつ 50〆	20〆	助四郎
		8.24		3〆	(甚助=渡ス)
北方		8.6 9.10	相見正 50反 注文400反取り帰ル 嶋売ニ行	15匁5ト替	由兵衛 与三右衛門
一之宮	井桁屋 (藤三郎)	9.10	相見正 25反 30〆 清らつ 100〆 大格 10〆 無地 5〆 相千直し 1〆 下相見正 2〆 志ん立 25〆	15.7〆 15.2〆 14.7〆 〆 16.0〆 15.7〆 〆	本人
		9.11 13	馬ニ而嶋持行		助四郎
名古屋		9.14 18	嶋売ニ行		〆
桑名		10.18 10.19	桑名へ帰ル 〆 残り嶋127反戻ル	75両 5両2分2朱	与三右衛門 太兵衛

(1) 弘化2年「助四郎諸事日記帳」による。

(2) 岐阜金次、加納瀧平より「嶋手本」として「端嶋買」若干がある。

ら)等の縞買主は、嘉永4年株仲間再興後、江戸の縞特権商人である「太物

問屋」,「白子組」に連繋する尾濃地方の「結城棧留縞買次職」の江戸積株仲間である「式拾六軒熟談組」に「新組」として加入した上層在郷的縞問屋商人達であった<sup>(4)</sup>。弘化期頃,青木家は,すでに藩領を超えて発達・拡張していた濃尾縞木綿生産流通を基盤として,竹ヶ鼻・岐阜・加納等の総糸問屋から総糸を購入し,生産した縞を,柳津・田代・笠松・竹ヶ鼻・岐阜等の美濃側のみでなく,尾張の一ノ宮・名古屋から,さらに桑名に至る大縞問屋に広汎に売り捌いていたのである。また「日記帳」には,与三右衛門・太兵衛・由兵衛のほか,かなり多数の使用人の存在が確認でき,さらに,「甚助」の例からわかるように,仲買商をも兼ねていたことを知ることができる。

以上の分析により,青木家の土地保有が比較的少なかった天保一弘化初年頃(北組内石高,天保5年—7.3石,同10年—11.5石,弘化元年—23.9石),その綿織経営がマニユファクチュア形態をとっており,当段階におけるこの村の小ブルジョア的发展の先頭に立って綿業を組織していたとみてよいであろう。

こうした綿織マニユと並んで,この時期,村内外に出機を組織する織元問屋も出現していたことは,前述の助四郎・長右衛門の場合や,嘉永2年の例(助四郎—出機10,太兵衛—同7,孫吉—同3・内機3)より明らかである。

天保一弘化初年頃,綿織マニユとしての内機経営により資本蓄積をした青木家は,弘化3年には,加納の豪商尾関仁兵衛と共に,保有石高・住家などを「根質」<sup>(4)</sup>として,加納御園町に「紀州御国産総糸売捌所」を設立している。それは,濃尾地方で生産される結城・棧留縞に使用する紀州日高郡産の西国総糸は,従来京・大坂の特権商人を介して取引してきたが,今やこの地方綿業の農民的商品生産流通の発展は,中央の特権商人支配を脱して自立化し,紀州と直接取引するに至ったことを意味していた。青木家の総糸問屋商人としての活動は,総糸価格の騰貴と,加納藩の紀州藩からの借金返済が滞るといふ悪条件のなかで,嘉永3年頃には綿業関係から完全に手を引いてしまっ

たことについては、旧稿<sup>(63)</sup>においてみたところである。かくして青木家は、加納藩勘定方として領主権力との連繫をますます強化すると共に、急速に土地集積を行なって寄生地主化している。

天保一弘化期頃、当村ないしこの地方の綿業を組織し、先頭に立っていたと思われる青木久八、助四郎、長右衛門等は、その後、とくに開港以後は、綿業関係より離れ、多くは地主化の傾向を促進したのたいし、より下層からの小ブルジョア的發展とみなされる綿織マニユ経営、ないしそれを志向する独立の小営業が展開している。

第13表は、安政5年の下佐波・日置江両村の織屋表である。これは加納藩が藩札発行に際し調査した独立の自営的織屋で、ここでは出機は含まれていない。まず下佐波村織屋の4軒についてみよう。内機18桁を使用して機留縞月産375反、年産4,450反の機留縞を生産している。1桁当り月産約20反である。内機5桁、年産1,000反以上を生産する3軒の経営は、一定作業場で10人程の労働者が働く、最小規模ではあるが、マニユファクチュアとみなして

第13表 下佐波・日置江村織屋表（安政5年）

下 佐 波 村							
織屋名	内機数	月産額	年産額	販 売 先	文久元年 持 高	備 考	
○曾 平	5 桁	120 反	1,440 反	竹 鼻 木綿屋文助	11.7346 石	安政4～6年内機5 村内出機3 元治元年 内機6	
○兵 蔵 (兵四郎)	5	120	1,440	岐 阜 田中屋利助 笹土居	4.8417	安政4～6年内機5	
○孫 吉	5	100	1,200	笠 松 関屋 太助 竹 鼻 布屋吉兵衛	2.2327	弘化2年 内機3 弘化4年 内機4 嘉永2年 内機3 出機3 元治元年 内機6	
清兵衛	3	35	370	笠 松 関屋 太助	7.181	安政3～6年内機3 元治元年 内機3	
計	18	375	4,450				

日置江村				
織屋名	年産額	販売先	文久2年持高	備考 (弘化4年 耕作畝数)
○彦七	2,800 <sup>反</sup>	大沢文助(竹鼻)	14.718 <sup>石</sup>	10 <sup>反</sup>
○常三郎	2,000	幕屋惣吉(岐阜)	20.296	11.2
○為八	1,400	赤塚治左衛門(田代)	4.914	?
○小平次	1,200	大沢文助(竹鼻)	0.763	16.8
○甚吉	1,200	渡辺佐左衛門(北方)	0	6.5
○八右衛門	1,000	太三 <sup>(上加納御園町)</sup>	16.3	8.6
甚太郎	700	幕屋惣吉(岐阜)	0	?
太左衛門	結城 600	幕屋惣吉(岐阜)	0.13	7
円六	260	?	0.962	14.5
金三郎	200	?	4.849	?
為蔵	結城 200	紅屋源兵衛(岐阜) 木嶋屋茂七(竹鼻)	2.44	?
宇右衛門	80	慶助(尾張)	0	?
計	11,640			

- (1) 安政6年3月「棧留織屋并引織取調帳」安政4～6年「下佐波村諸願送手形下書留帳」  
安政6年4月「御領分中傘棧留出来数取調帳」(『加納町史』下巻)
- (2) 土地保有は「高揃帳」(下佐波村)、「紀州様御講金高割帳」(日置江村)による。
- (3) ○印は綿織マニュ経営とみなされるもの。

よいであろう。村内に出機3桁をもっている曾平の例からみて、彼等は村外にもかなり多数の出機を組織しているものと推測される。曾平・孫吉は、元治元年には内機6桁とその経営を拡大している。土地保有との関連では、曾平が11石余(文政12年保有反別2反余)で中農層に属しており、綿業経営による蓄積資本の一部を土地集積に向けたものと思われる。他の2人は5石以下と零細で、農工分離の傾向を示しているといえよう。清兵衛は内機3桁・年産370反で、経営規模は他の3軒にくらべて小さい。文政12年1町8反余保有の上層農から7石余に減少させているが、かなり農業経営に主力をおく

経営であったと思われる。

日置江村の場合、織屋12軒で棧留縞10,840反、結城縞800反、計11,640反を生産している。1,000反以上生産の綿織マニュとみなされるものは6軒で、9,600反を織り出している。下佐波村の例から類推すれば、12軒の織屋のもつ織機は40～50桁で、労働者は70～80人ほどを要することとなろう。最大の織屋彦七は、年産2,800反であり、織機10桁・20人ほどの労働者が働く、かなり大きな綿織マニュとみなされよう。持高からみて、常三郎が中農上層彦七・八右衛門が中農層に属し、他は極めて零細で、無高が3人存在しておりここでもかなりはっきりした農工分離の実態を示しているといえる。

以上に分析した独立生産者のみである「棧留及び結城織元」が、同年加納藩領12カ村（下佐波・日置江両村を含む）で、総計42,600反を織り出している<sup>(9)</sup>。そのうち年産約1,000反以上の綿織マニュとみなされる21軒で、32,500反と総反数の77%を生産しており、彼等がこの地方の縞木綿生産を主導していたとみてよいであろう。

こうした独立的小営業者、綿織マニュファクチュアのほかに、その外業部として組織される農家副業や、他領・他村の縞問屋・織元からの引織業者も多数存在していた。第14・15表は同年の下佐波・東下茜部両村の引機業者表であり、第16表はそれぞれの出機業者（織元）の居村により、一括集計したものである。

下佐波村では、51軒の引機業者が、織機55桁を使用し、月産結城縞342反、棧留縞263反計605反を生産し、東下茜部村では、27軒が結城機・官代地機計32桁を引機している。引機数は6軒（2～4桁）を例外としてすべて1桁である。1桁当りの月産は、5～20反とその差が大であるが、平均11反余で、前述内機の場合のほぼ半ばに過ぎない。それは一般的に引機が女子の農間余業として行なわれるため、内機にくらべ、農繁期など、生産が恒常的に行われず不安定でそれだけ生産高も低かったからであるといえよう。<sup>(10)</sup>

彼等を出機制のもとに組織する綿織マニュないし縞問屋・仲買商などの織



第14表 下佐波村引機業者表(安政5年)

引機業者名	引機数	月産額	文久元年 持高	出機業者名	出機業者 の村	備 考
勘 之 助	1 <small>桁</small>	15 <small>反</small>	9.6996 <small>石</small>	近江屋太助	笠 松	
久 平	〃	⊖ 10	0	〃	〃	
用 八	〃	⊖ 5	2.5033	〃	〃	
元 助	〃	⊖ 10	5.3114	金左衛門	〃	
万右衛門	〃	15	1.3444	和 兵 衛	(笠松三郷) 田 代	
源 助	〃	10	1.6675	〃	〃	
仁左衛門	〃	10	?	〃	〃	
源 八	〃	⊖ 10	0.425	〃	〃	弘化4年大工 年収2両2分
柳右衛門	〃	⊖ 10	0.254	〃	〃	
甚兵衛後家	〃	⊖ 10	0	〃	〃	
留 平	〃	⊖ 10	9.131	〃	〃	
武左衛門	〃	5	?	〃	〃	
伝右衛門	〃	⊖ 5	0.3099	〃	〃	
甚 助	〃	⊖ 10	0	〃	〃	
助 次 郎	〃	20	9.8381	吉 兵 衛	〃	
桂 藏	〃	15	1.997	〃	〃	安政4年 1桁 20反
元右衛門	〃	15	4.1166	〃	〃	
忠 藏	〃	15	2.6390	〃	〃	
四郎左衛門	〃	⊖ 15	4.5717	〃	〃	
秋 三 郎	〃	⊖ 15	5.105	〃	〃	
又 五 郎	〃	⊖ 10	9.4349	〃	〃	
林 六	〃	7	2.87277	〃	〃	
友右衛門	〃	⊖ 7	0	〃	〃	
治右衛門	〃	5	1.6091	〃	〃	
市 弥	〃	⊖ 5	4.9742	〃	〃	
治左衛門	〃	10	?	〃	〃	
藤右衛門	〃	⊖ 8	0	清右衛門	〃	
三右衛門	〃	7	0.2160	〃	〃	
八右衛門	2	30	16.4525	五左衛門	〃	文久元年 庄屋格組頭
藤左衛門	1	6	8.4208	吉 藏	〃	
光右衛門	〃	5	1.0128	喜 七	〃	
波 藏	〃	⊖ 5	0.342	喜 兵 衛	〃	
助左衛門	〃	⊖ 15	2.025	儀 兵 衛	柳 津	
牧 藏	〃	⊖ 10	0	久 兵 衛	〃	

引機業者名	引機数	月産額	文久元年 持高	出機業者名	出機業者の村	備 考
久 四 郎	〃 <sup>桁</sup>	⊖ 10 <sup>反</sup>	石 0.63	利 三	〃	元治元年内機 4
甚 太 郎	〃	5	7.9005	〃	〃	
甚 兵 衛	〃	7	0	〃	〃	
治 郎兵衛	〃	15	7.8997	藤 七	北 及	
三 五 郎	〃	10	3.9681	〃	〃	
七 十 郎	〃	⊖ 10	10.3968	〃	〃	
安 兵 衛	〃	⊖ 10	3.5699	〃	〃	
?	〃	20	?	曾 平	下佐波	
治郎右衛門	〃	⊖ 7	2.5107	〃	〃	
嘉 平 治	〃	⊖ 5	1.6675	〃	〃	
武 兵 衛	〃	⊖ ? (10)	21.5589	勘 兵 衛	北 宿	
捨 吉	〃	⊖ 5	?	〃	〃	
五右衛門	〃	⊖ 20	0	林 平	南 宿	
源 兵 衛	4	⊖ 80	0	清右衛門	狐 穴	
清 五 郎	1	⊖ 15	2.7431	安 助	長 池	
林右衛門	〃	10	15.7907	嘉 助	鶉	
其右衛門	〃	6	0	三右衛門	舟 原	
計 51人	55桁	⊖ 342 ⊕ 263 605反				

(1) 史料は第13表と同じ。 (2) ⊖は結城織, その他は棧留織

第15表 東下西部村引機業者表 (安政5年)

引機業者名	引機数	天保11年持高	出機業者名	出機業者の村
正 兵 衛	1 <sup>桁</sup>	石 3.5429	治左衛門	笠 松
数 右 衛 門	〃	7.2595	〃	〃
林 右 衛 門	〃	?	平 助	〃
亦 兵 衛	2	0.695	吉 兵 衛	田 代
長 七	1	1.1674	〃	〃
七 右 衛 門	2	0.2613	要 蔵	〃
伊 平	1	7.3122	〃	〃
甚 右 衛 門	2	4.5056	〃	〃
義 平	⊖ 1	?	千 次	柳 津
九 右 衛 門	⊖ 3	1.1283	〃	〃
甚 兵 衛	⊖ 1	0.584	〃	〃

引機業者名	引機数	天保11年持高	出機業者名	出機業者の村
文助後家	⊖ 〃 <sup>桁</sup>	石 ?	〃	〃
加兵衛	⊖ 〃	6.766	〃	〃
勝四郎	⊖ 〃	11.7487	〃	〃
久七	⊖ 〃	4.0455	〃	〃
善蔵	⊖ 〃	12.0458	〃	〃
喜兵衛	⊖ 〃	0.4293	〃	〃
五右衛門	⊖ 〃	1.3993	〃	〃
周作	⊖ 〃	?	〃	〃
且蔵	⊖ 〃	0.635	〃	〃
平六	〃	?	義左衛門	〃
正右衛門	〃	4.3691	〃	〃
十助	〃	?	弥助	長池
彦四郎	⊖ 〃	3.1471	助三郎	玉ノ井 (尾張)
卯助	⊖ 〃	?	〃	〃 (〃)
小左衛門	⊖ 〃	0.746	〃	〃 (〃)
利兵衛	⊖ 〃	5.2934	菊右衛門	このふ (〃)
計 27人	⊖ 18 ⊕ 14 32桁			

(1) 史料は第9表註(4)に同じ。 (2) ⊖は結城機, その他は官代地機

第16表 下佐波・東下茜部村引機業者の集計 (安政5年)

	出機業者の村	引機		結城機		棧留機		計	
		業者数	業者数	織機数	月産額	織機数	月産額	織機数	月産額
下佐波村	笠松三郷(笠松田代)	2人 2	4人 28	3桁 13	25反 120	1桁 16	15反 175	4桁 29	40反 295
	柳津	3	5	3	35	2	12	5	47
	北及	1	4	2	20	2	25	4	45
	下佐波	1	3	2	12	1	20	3	32
	北宿	1	2	2	15			2	15
	孤穴	1	1	4	80			4	80
	長池	1	1	1	15			1	15
	鶉	1	1			1	10	1	10
船原	1	1			1	6	1	6	
	南宿	1	1	1	20			1	20
	計	18	51	31	342	24	263	55	605



除いて、3石以下層が圧倒的に多く、下佐波村の場合、無高10戸を含めて27戸(58%余)、5石以下層では32戸(69%余)を占めている。綿織綿生産において広汎に小経営が存在するなかで、一方マニユ経営=仲買や大問屋資本が形成され、他方それらの出機制のもとに零細貧農層が組織され、賃労働への転化も進行していることを知ることができる。

しかし5-20石の中農層が12戸(東下茜部村6戸)、とくに林六(28石余)、武兵衛(21石余)など20石以上保有の当村最上層農までが引機に従事していること、さらに引機4桁の源兵衛が、元治元年には、村最高の経営規模である内機7桁を使用する綿織マニユとなり、引機1桁の久四郎が、同年内機4桁を経営するに至っていることなどに注目しなければならない。したがって、引機業者の土地保有との関連を検討することなく、彼等が一律に、「隷属的生産者に転落しつつある<sup>(9)</sup>」とみたり、まして天保期にこの地方の寄生地主制が確立し、内機制的生産様式は、「寄生地主制的経済体制と藩権力の中に歪曲され、出機制という経営形態をとって体制内に編みこまれていった。だから、寄生地主制と出機制的生産様式とは、共生的関係の上に成りたち、互に再生産的諸関係を共合していた<sup>(10)</sup>」とする見解は再検討されるべきであろう。

前述の源兵衛家が、幕末期綿織生産に従事していたことは「青木家系譜」によっても明らかである。また文久2年と推定される史料をあげれば、つぎの如くである。

口 上

濃州厚見郡下佐波村

五兵衛後家

のふ

一 私義内職= 棧留嶋仕<sup>ハ</sup> 中買羽栗郡西小熊村粟野分源右衛門= 売渡申<sup>ハ</sup> 処左<sup>ト</sup>通

岐阜笹土居町

金屋甚三郎<sup>江</sup>

老反=付十七匁式ト替

一 相千嶋五拾反口 八百六拾匁

内

戊十一月廿一日渡ス

五反

同 廿六日渡ス

四拾五反

ノ 五拾反

内

戊十一月廿六日

金三両請取

十二月七日

同三歩請取

直道村糸屋  
為替=而受取

同老兩匁分請取

十二月十五日

同式兩請取

栗野村忠左衛門  
為替=而受取

ノ 金七兩や

芝原北方

津国や

老反=付十六匁九ト替

一 相千三拾反 銀五百七匁

内

十二月廿七日

金貳兩

栗野村忠左衛門  
為替=而受取

金九兩 受取

ノ 金貳拾貳兩三歩ト  
銀貳匁

此内

金拾八両請取

引テ

金四両三分ト

銀式匁不足

粟野村庄屋

川村八郎左衛門

すなわち同年11月から12月にかけて、青木五兵衛（源兵衛の後継者）後家のぶは、縞仲買羽栗郡西小熊村源右衛門を介して、棧留縞80反（金22両3分銀2匁）を「式拾六軒熟談組」の「古組」に属する縞問屋岐阜金屋甚三郎と、大手の縞仲買商北方津国屋（代三）に販売し、内18両を受けとっている。この史料から、年間を通じての縞生産はかなりの額にのぼったと推定され、こうして源兵衛家は、安政5年引機4桁の経営で、当時無高であったが、次第に資本を蓄積し、元治元年には、村最高規模の内機7桁を使用する綿織マニユに上昇したものとみなされる。

東下茜部村では、安政5年には引機業者のみであったが（第15表参照）、文久3年には独立の棧留縞織屋が存在していた<sup>(6)</sup>。

これまでみてきた諸村を含む加納藩領＝美濃縞地帯北部においては、さきにもみた如く、マニユ経営ないしそれを志向する独立の小営業の発展は、安政から元治期にかけてそのピークに達しており、さらにこれら綿織マニユのほか、その外業部として組織された賃機や、他領・他村の縞問屋・織元からの引機業者も多数存在し、かなりの程度の社会的分業＝農工分離を成立させていた。開港以後のくわしい分析は別稿に期したいが、貿易による実質的影響はほぼ慶応期以後にみられ、その対応の仕方に地域的差異があったように思われる。開港後の洋糸流入による綿業界の混乱、停滞期に、その生産・流通組織の再編に或程度成功した尾西や、笠松・竹ヶ鼻を含む美濃縞地帯南部の綿業にたいし、同地帯北部では、蚕糸・縮緬業への転換をはかるなど、一般的に綿業は衰退傾向をとったものとみなされる。

- 注 (1) 塩沢君夫・川浦康次『寄生地主制論』, 林英夫『近世農村工業史の基礎過程』, 中村哲・川浦康次「幕末経済段階の諸問題」(『歴史学研究』No. 225), 拙稿「展開過程」等参照
- (2) 開港貿易が当地方の繊維産業および農村構造におよぼした影響についてのくわしい分析は, 別稿に期したい。
- (3) 弘化4年「宗門人別改帳」
- (4) 幕末尾濃地方における綿織マニユファクチュアの規模・形態等については, 塩沢・川浦『前掲書』, 中村哲「幕末期における農村工業の展開」(『日本史研究』28号)等参照
- (5) 拙稿「展開過程」p. 70—71. 第4表
- (6) 天保11年「官代地機引織請印帳」
- (7) 下表は, 美濃織地帯南部に属する村の引機業者の集計である。これによっても, 幕末期当地方綿業の出機形態増加の傾向がみられる。

中島郡諸村引機業者表

	村名	引機桁数			引機業者数	備考	
		(結城)	(棧留)	(計)		(引機2桁以上)	(出機業者数)
天保15年	八神村枝郷前野	2桁	5桁	7桁	6人	2桁→1人	3人
	大須		2	2	2		2
	八神		26	26	16	6 →2	9
	市之枝	6	12	18	10	6 →1 4 →1	4
	石田	3	6	9	7	2 →2	6
弘3化年	石田	4	3	7	7		6
慶2応年	南之川	29	6	35	24	4 →1 3 →3 2 →2	16

- (1) 羽島市役所蔵文書による。
- (2) 備考の(出機業者数)は各村の引機業者に出機しているものの数を示す。
- (3) 慶応2年南之川村では, この他に結城内機1桁を持つ2人と結城5桁・棧留7桁を出機している1人がある。

(8) 乍恐御届奉申上ひ覚

一、糸糸三ノ七拾匁 但シ緋染

右ハ一昨二日夜盗賊忍入取逃仕ハ、付所々手当リ之処相尋申ハ得共一切相知不申ハ間 御届奉申上ひ 己上

北下佐波村 青木久兵衛



亥九月四日

御代官様

(天保10年「諸願書并村送留帳」)

- (9) 拙稿「村方騒動」IV注(7)。青木久兵衛家の地主経営については、別稿を予定している。なお当家については、中村哲「前掲論文」、林英夫『前掲書』に閑説されているが、両氏とも、弘化3年、「紀州御国産総糸売捌所」設立・認可のため「根質」とした165石余の土地保有(注(1)参照)をそのまま認め、商業高利貸資本=寄生地主面の分析のみにおわり、当家の綿木綿生産部門に関する検討が全くなされていないところに難点があると思われる。
- (10) 拙稿「展開過程」
- (11) 青木久八・尾関仁兵衛の「根質」としたものを表示すれば、以下の如くである。

		青木久八	尾関仁兵衛
田	石高(出作共)	165石3余	83石42
	物成(免)	115石85 (0.7)	69石239 (0.83)
	有畝	231反7	126反8
	田	136反5	96反1
	田の掬米	161石8 (1石2掬)	134石54 (1石4掬)
畑	畑の掬米	95反2	30反7
	畑の掬米	95石2 (1石掬)	33石77 (1石2掬)
	差引 加地子米	143石15 (358俵)	99石301(247俵余)
畑の売買値段		2860両余 (金1両二付米5升利積り)	2,475両余 (金1両二付米4升利積り)
家売買値段		685両程(5軒分)	
建造物その他		居家1 土蔵2	居家しき并別屋しき1 土蔵4

ただし、この表示が果して弘化3年の現実を示すものかどうか、とくに青木久八の土地保有高には疑問がある。弘化2年「高拾石以上取調下帳」によれば、青木家は下佐波村内第10位で、22,981石を保有するに過ぎない。上・中佐波村、高桑村に若干の出作りをもっているが、「出作共」としても、165石余にはならないと思われる。当家の分家政之亟は、弘化2年17,6074石保有となっているがすでに天保10年以降、加納藩典医となって転住しており(『宗門改帳』、『加納町史』下巻)、土地監理は青木家があたっている。したがって165石余の「根質」は、「総糸売捌所」設立認可を受けるため、筆頭頭分庄屋の地位を利用して、政之亟など青木一統の土地保有をも含めて記載したのではないかと推測される。

- (12) 拙稿「展開過程」参照。なお総糸購入価格が、「濃地引合兼」ねた事情については、以下の「志賀谷日記」の記録に明らかである。

乍恐奉願口上覚

先達ノ段々御苦勞奉願御取扱被成下候総糸之義、兎角直段濃地引合兼候ニ付、荷主思惑違ニ相成候得共、元來ハ大坂総問屋売拂直段を以諸取引仕候訳ニ付、買元直ニ而ハ引合不申、殊ニ荷物延着等ニ付而ハ時々相場齟齬仕損失大分ニ相成申候、素ヨリ日高総相望當時大坂ノ買請渡世罷在候得共、大坂同様之直段を以買請候様ニハ相成間鋪哉、月々少々宛ニ而モ日高総御差送り被成下候ハ、筋立終ニハ御産物之道相開ケ可申と奉在候、此儘ニ相成候而ハ折角之趣意も空鋪相成候ニ付、此段奉願上候、日高ノ時々大坂江売拂直段ニ相准し候ハ、損失も無之道理之所、今一入総元江御理解被成下間敷哉、猶委細ハ御聞込之上荷主江対談仕度奉存候、餘リ残念ニ付此段奉願上候以上

嘉永二年酉六月

濃州厚見郡加納宿

尾関仁兵衛

同州同郡左波村

青木久八

紀州 御役人衆中

右之通相認メ志ケ谷御用所江差出候

- (13) 「御勝手御用日記」

- (14) 拙稿「展開過程」。青木家の分家助四郎は、本文に記した如く、弘化一嘉永初年に出機経営をしているが、その後綿業から手を引き、万延元年には「困窮者」に名を連ねている（「拝借人困窮者御救願帳」）。没落の理由は明確ではないが、綿業関係で失敗し借金が嵩んだようで、嘉永2年9月には、「助四郎方身上之相談ニ付親類のもの打寄」って、以下の如く借財の調査がなされている。

同人（助四郎） 借財

元金 <sup>65兩</sup>	仁	三	郎
72兩斗り	平	七	
45兩	新	町	
40兩	与	一	
外ニ7兩斗り	久	八	
30兩			
16兩2分			

メ 凡210兩

買掛リ

23兩

竹鼻

布屋 助右衛門

5両	笠松 こん屋 久 平
2両2分2朱	村 弥 兵 衛
1両1分	田代 糸満屋 義兵衛
1両 2朱	竹鼻 木綿屋(大沢文助)
4両2分	日キエ こん屋辰左衛門
4両	鶉 こん屋六右衛門
2分	笠松 金 升 屋
1両1分	本庄 糸 屋 多 八

× 43両斗り  
式口合  
250両余

(嘉永2年青木久八「諸事日記帳」)

- (15) 拙稿「展開過程」
- (16) 林英夫『前掲書』 p. 150—151
- (17) 拙稿「展開過程」
- (18) 中村哲「前掲論文」
- (19) 林英夫『前掲書』
- (20) 「五兵衛村公事ニテ入窄 俄ニ病氣重患赦免帰宅三・四日ニテ死ス 五兵衛相  
続人源兵衛後名ヲ源三郎ト改ム……機業ヲ営ミ活計ヲ立テタリ……同人長女お志  
げ宇佐見村辻某氏ニ嫁シタルモ離縁トナリ 実家ニテ機を織ル……」(「青木家系  
譜」)

(21) 今般大坂表御糸物会所江

被遣い様と入い事

利七悱  
安 兵 衛

一、棧留 五桁

内

一	壹ヶ月ニ 壹足	下茜部 勘左衛門
一	〃 〃	東鶉村 五左衛門
二	〃 〃	笠松 一治郎
一	〃 〃	のせ 市右衛門

壹ヶ月ニ平均凡積リ

× 五足

反数 五十反

右 同断 金 兵 衛

一、 棧留 三桁

此之分内織

右ハ壹ヶ月ニ廿反程

メ 六十反

右 同断 初 蔵

一、 棧留 三桁

内

一 桁 サハ 源 内

メ 一月ニ壹足

二 桁 内 織

メ 一月ニ廿反程

メ 五十反

メ 百六十反

右之通ニ御座ル 己上

文久三亥四月十四日 与 頭

庄 屋

御 代 官 様

(岐阜市下茜部尾藤家文書)

② 『美濃綿同業組合沿革誌』

### III 農民階層分化の概観

ほぼ18世紀半ば以降の農業生産力の発展と、商品=貨幣経済の農村への浸透とは、封建的小農民が剰余労働の一部を取得し、いわゆる萌芽的利潤を形成する可能性を生じ、かくして農民階層の分化を促進することとなる。

これまで美濃綿地帯における、綿木綿生産を軸とする商品生産の展開と社会的分業の状態とを、できる限り土地保有と関連させながら概観してきた。

ここでは同地帯をとりあげ、階層分化の状態を主として土地保有の面からみていきたい。農村工業など、商品生産流通の発展している地帯では、農業経営規模の視点からのみ階層分化をみることは、明らかに不十分であるが、その点を考慮してのくわしい分析は別稿に譲ることとしたい。

まず下佐波村の場合であるが、当村は延享3（1746）年より明治4（1871）年まで、北組（北下佐波村）・南組（南下佐波村）に分郷してあり<sup>(1)</sup>、両組間の出入作が極めて多い。村方文書は、大部分北組に属するものであるため、村全体としての階層分化の状態を把握することは、困難かつ不十分とならざる

第18表 下佐波村土地保有別階層構成

	寛文 13 (1673)			宝暦 4 (1754)			文政 12 (1829)			慶応 元 (1865)		
90~100										1		
80~ 90										1		
70~ 80												
60~ 70							1			1		
50~ 60	1	10	7.7	1	8	4.0		9	4.1	1	9	4.7
40~ 50	1			3			2			1		
30~ 40	3						1					
20~ 30	5			4			5			4		
15~ 20	15			3			2			4		
10~ 15	13	28	21.7	7	10	5.0	9	11	5.0	8	12	6.3
			41.9			22.5			20.0			20.0
7~ 10	15			19			16			13		
5~ 7	11	26	20.2	16	35	17.5	17	33	15.0	13	26	13.7
3~ 5	12			20			24			21		
1~ 3	20	32	24.8	58	78	39.0	52	76	34.5	48	69	36.3
			50.4			73.5			75.9			75.3
0~ 1	33	25.6		69	34.5		91	41.4		73	39.0	
計	129人	100%		200人	100%		230人	100%		190人	100%	
無 高	?			30戸			(35)戸			(55)戸		

	寛文 13 (1673)		宝暦 4 (1754)		文政 12 (1829)		慶応 元 (1865)				
反											
90~100							98				
80~ 90							83				
70~ 80											
60~ 70					67		64				
50~ 60	54	313	30.3	59	288	32.7	297	31.7	56	434	46.1
40~ 50	46			131			90		42		
30~ 40	101						38				
20~ 30	112			98			102		91		
15~ 20											
10~ 15	423		41.0	134		15.2	193		20.6	152	16.2
7~ 10											
5~ 7	205		19.9	256		29.0	228		24.4	166	17.6
3~ 5											
1~ 3	79		7.6	172		20.0	184		19.6	159	16.9
0~ 1	12		1.2	27		3.1	35		3.7	30	3.2
計	1,032反		100%	881反		100%	937反		100%	941反	100%
入 作	80反		7.2%	148反		14.4%	122反		11.5%	53反	5.3%
総面積	1,112反		100%	1,029反		100%	1,058反		100%	994反	100%

(1) 検地帳による。反未満は四捨五入

(2) ( )内の無高は近年のものより推定

を得ない。そこでまず「検地帳」により村全体をとりあげ、ついで南・北組別の「高揃帳」による階層構成表を併用してみていくこととした<sup>(2)</sup>。

第18表は下佐波村農民の土地保有別階層構成表である。寛文13年、宝暦4年は検地帳によっており、文政12年、慶応元年は、宝暦検地帳を基礎としてその後の土地移動について貼紙をして示されているものを集計したものである。第19表の戸数人口の変遷表からもわかるように、宝暦期以後は、1戸に2人以上の土地保有者をあげているものがかなり多く、また潰株百姓の存在

第19表 下佐波村戸数人口の変遷

年 代	戸数 (本百姓・水呑)	人口 (男・女)	備 考
正徳元(1711)	176 <sup>戸</sup>	753 <sup>人</sup> (384・369)	「指 出 帳」
享保14(1729)	194(132・62)	749 (381・368)	「 / / 」
寛保 2 (1742)	196(136・60)	734 (368・366)	「 / / 」
宝暦 4 (1754)	177(147・30)	624 (298・326)	「鑑 帳」
天保 2 (1831)	177		「諸事願書留帳」・「宗門帳」
安政 2 (1855)	191		「 / / 」・「 / / 」
文久元(1861)	200(146・54)	766	「雑穀有無取調帳」

天保2年以降の戸数には浪株百姓も含まれている。

も推測されるので、階層分化の厳密な分析は不十分であるが、その大勢を把握することは可能であろう。

寛文13年については、旧稿においてふれたところであるが、2町歩以上の上層は10人で、全土地保有農民の7.7%、総面積(入作分を除く)の30.3%を占めている。この地方では、初期本百姓の解体、封建小農=本百姓の一般的形成が進展したのは、万治~延宝期頃よりとみなされるので、上層農民のほとんどは、何らかの意味で中世末土豪の系譜を引く初期本百姓(頭百姓)として、下人使用の手作経営を行っていたものと思われる。5反未満の下層農は、面積にして8.8%の土地を、総人数の半ばを超える50.4%の農民で保有している。彼等のうちには、隷属農民としての下人名子的存在から新本百姓(脇百姓)に上昇したものが含まれていると推測される。こうした封建小農自立化の進行により、当地方で特徴的にあらわれてくる、いわゆる頭分制を中核とする近世封建農村が形成されてくるのである。<sup>(5)</sup>その後の生産力の発展、とくに18世紀半ば以後の綿業を中心とする商品生産の発展は、封建貢租の重圧、水害等の諸要因と相まって農民層の分化を促進する。したがって本村の場合、第18・19表の無高(水呑)層の変遷からも推測されるように、本格的な農民階層分化の基点を宝暦期とみてよいであろう。そこで以下に、<sup>(4)</sup>宝暦一文政期と天保以降幕末期の2つの時期に区分してみていくこととした





114人中、保有反別にほとんど変化をみないのは20人であり、他の94人が増加または減少させている。さらに階層別に集計したのが、第20表である。各階層とも、保有反別を減少させた数が、増加させた数より多く、総数では2倍を超えている。第21表からも推測されるように、上層農の分割相続

第20表

	変化なし	増	減
5反未満	17	21	26
5~10〳	2	7	23
10~20〳	1	2	7
20反以上	0	1	7
計	20	31	63

第21表 下佐波村2町(20石)以上保有農民の変遷

	名前	宝暦4 (1754)	文政12 (1829)	弘化2 (1845)	文久元 (1861)	慶応元 (1865)	備考	
北組	(1)源兵衛	反 40.010	反 10.213	石 0.	石 0.	反 1.608	天保2-4「村方騒動」後没落	
	(2)久兵衛	45.817	15.9105	22.981	72.2988	83.1075		(1)の分家
	(3)観音寺	1.9175	49.3245	62.072	11.1926	18.200	(2)の分家	
	(4)政之丞		20.0245	17.6074	17.9901	15.027		
南組	(5)七左衛門	59.8295	21.500	24.2946	17.0691	15.805	寛延元年「丈七事件」後没落 〳	
	(6)権十郎	42.216	67.1275	72.1021	66.5204	64.0065		
	(7)喜太夫	27.0125	7.318	?	?	0.7195		
	(8)丈七	23.026	6.421	?	?	1.3165		
	(9)林六	25.2045	20.115	29.9281	28.7277	24.5275		
	(10)円右衛門	6.9285	20.000	49.4548	49.1153	42.204		
	(11)彦四郎		40.218	69.0142	62.918	55.913		
	(12)五左衛門		37.404	76.3161	99.1066	97.526		
	(13)武兵衛		20.604	24.7211	21.5589	22.5085		(5)の分家
	(14)宅蔵		12.1045	20.9802	21.9057	20.0235		
(15)友蔵		4.904	23.7079	12.7209	15.610			
(16)嘉市				28.9028	23.6115	(11)の分家		

- (1) 弘化2年は「高拾石以上取調下帳」、文久元年は兩組「高揃帳」の合算による。
- (2) 他は「検地帳」による。

による土地保有の減少も考えられるが、宝暦期から幕末に至るまでの没落ないし上昇はかなり激しいものがある。したがって宝暦期に階層分化の基点をおくとしても、この時期に豪農範疇の一般的成立をみることには疑問がある

と思われる。つぎに観音寺は、1反9畝余から一挙に4町9反3畝余と本村第2位の土地保有者となっている。それは一般農民の保有地が寺に集積されたことを示しているが、檀家制度その他の特殊な信仰上の問題などを考慮すべきであろう。5-10反層においても土地保有を減少させたものが多いが、そのうち6-8反層より上昇した1町層2、2町層1の存在に注目すべきである。以上の検討から、この期の特徴として、階層分化が極めて激しかったこと、6町層の出現と観音寺の土地集積、全般的没落傾向のなかで、中農層よりかなり顕著

第22表 南下佐波村(南組)土地保有別階層構成

		寛政2 (1790)	享和2 (1802)	文化13 (1816)	文久元 (1861)
な上昇を示すものもあったことなどが把握される。 宝暦4年から文政12年までは75年を数える。この間の南下佐波村(南組)の階層分化の状態をみたのが第22表である。なお20石以上保有農民の変遷を符号により階層構成における位置づけをした。この	60 ~ 70			1A.	
	50 ~ 60		1A.		1M.
	40 ~ 50	2A. B.	1B.		1A.
	30 ~ 40				1H.
	20 ~ 30	5 <sup>C.D.E.</sup> F.G.	3C.G.H.	4 <sup>B.C.</sup> H.M.	2B. K.
	15 ~ 20	2H.	2	1K.	1
	10 ~ 15	5K.	6K.	8E. F.	6F.
	7 ~ 10	6	5	5D.	5
	5 ~ 7	6	6M.	12	12
	3 ~ 5	10	13	10	11
	1 ~ 3	19	13	16	18C. D.
	0 ~ 1	31	37	30	19E.
	保有者計		86人	87人	87人
保有高計		478.97 <sup>石</sup>	476.1634 <sup>石</sup>	468.988 <sup>石</sup>	464.5771 <sup>石</sup>
入 作	北下佐波村	58.2253	64.3895	64.7954	64.4139
	その他	9.4131	6.2115	10.8418	8.909
	計	67.6384	70.601	75.6372	73.3229
総計		546.6084	546.7644	544.6252	537.9

表は、北下佐波村(北組)の史

(1) 「高揃帳」(羽島郡柳津町下佐波山田義朗家文書)による。  
 (2) A. 権十郎 B. 林六 C. 清兵衛 D. 恒右衛門 E. 伊兵衛  
 F. 武兵衛 G. 善七 H. 彦四郎 K. 円右衛門 M. 五左衛門

料を欠いており、村全体としては不完全であるので、階層別にわたってのくわしい検討は省略する。20石以上層についてのみ、みておけば、文化13年以後のGは不明であるが、C・D・Eなどの没落と、M・K・Hなどの上昇を知ることができる。とくにその顕著な変化は文化13年—文久元年の間にありこうして封建的危機の段階といわれる化政—天保期頃に、階層分化の面においても一つの画期をみることができるであろう。

つぎに、ほぼこの時期の日置江村の場合を簡単にみておこう。第23表は、土地保有別階層構成表であるが、文化8年は史料の関係で把握し得るのは階層別農民数のみである。著しい変化としては、享保8年から元文2年にかけて

第23表 日置江村土地保有別階層構成（I）

	享保8 (1723)		元文2 (1737)		宝暦2 (1752)		明和3 (1766)		文化8 (1811)						
200~ <sup>石</sup> 250										1					
150~200							1								
100~150					1										
90~100															
80~ 90															
70~ 80	12	8	11	6	11	6	13	8	1	9	6				
60~ 70			1						1						
50~ 60			1						1						
40~ 50	2		2		2		2		2						
30~ 40	2		4		4		3								
20~ 30	8		3		4		6		3						
15~ 20	7		2		8		4		3						
10~ 15	15	22	10	12	10	18	12	16	5	8	16				
7~ 10	17		16		11		11		10						
5~ 7	15	32	15	31	16	27	9	20	7	17					
3~ 5	20		37		22		28		18						
1~ 3	42	105	61	151	73	41	128	70	47	130	72	39	117	78	
0~ 1	43		63		65		55		60						
計	171	人	%	205	人	%	184	人	%	179	人	%	151	人	%

	享保 8 (1723)		元文 2 (1737)		宝暦 2 (1752)		明和 3 (1766)	
石 200~250								
150~200								
100~150								
90~100								
80~ 90								
70~ 80	351.0	33	415.0	39	440.5	42	482.0	45
60~ 70								
50~ 60								
40~ 50								
30~ 40								
20~ 30								
15~ 20	229.0	28	156.0	15	253.0	23	212.0	19
10~ 15								
		49		36		40		34
7~ 10								
5~ 7	225.0	21	225.0	21	181.3	17	149.0	15
3~ 5								
1~ 3	181.0	18	268.0	25	204.6	18	223.0	21
0~ 1								
計	石 1056.0	100%	石 1064.0	100%	石 1079.4	100%	石 1066.0	100%

(1) 「年貢免割帳」

(2) 宝暦 2 年、明和 3 年の農民の半数はそれぞれ宝暦 3 年、明和 4 年よりとっている。

(3) 文化 8 年は「田畑小前高寄帳」(松本平治氏筆写)による。

て、5石未満層が人数(61%→73%)、保有高(18%→29%)ともに大きく増加し、それに対応して5—20石層では人数(31%→21%、文化8年には16%)、保有高(49%→36%)ともに減少している。その動向は明和・文化期まで継続しており、中農層の分解・没落傾向を示している。20石以上層では、文化8年にいたるまで人数は8%→6%であるが、保有高は、明和3年までに、33%→45%と増加させている。第24表は、20石以上保有農民の変遷を示したものであるが、当村最高石高保有の青木孫三郎家は、享保8年44石余から、宝暦2年108石余、明和3年155石余、文化8年236石余と急速に土

第24表 日置江村20石以上保有農民の変遷

名 前	享保8 (1723)	元文2 (1737)	宝暦2 (1752)	明和3 (1766)	文化8 (1811)	天保5 (1834)	嘉永6 (1853)	文久2 (1862)
	石	石	石	石	石	石	石	石
孫三郎	44.688	72.803	108.581	155.363	236.836	106.552	234.122	240.847
長三郎	41.534	45.179	46.25	46.194		10.623	10.313	11.861
甚之丞	27.889	42.382	35.56	23.459		8.846	15.587	19.825
友之丞	22.401	23.324	23.043	21.881		0	2.384	0
武右衛門	21.452	12.381	17.429	15.464		1.668	6.621	6.361
孫右衛門	21.19	30.456	26.947	31.342		1.651	0.482	0.482
助十郎	21.189	13.188	10.191	9.501	50.922	3.918	5.829	6.792
新兵衛	5.102	18.506	27.458	38.891		9.071	1.195	2.802
磯七	3.107	8.432	18.917	30.739	42.722	44.947	6.96	4.918
源次郎		52.378	44.981	28.446		3.003	8.541	2.763
由兵衛		37.766	31.5	22.115		7.787	0.563	0
文四郎		8.357	8.306	7.839		25.798	29.182	33.422
庄吉		7.656	7.577	6.569		22.098	21.409	21.409
林助		4.373	6.442	12.474	66.988	82.792	110.55	70.845
弥一			2.051	2.051		43.544	64.999	72.409
弥右衛門				20.369		18.907	25.446	35.626
伝六					31.389	12.892	1.362	0.279

(1) 史料は第23表に記したもののほか、「紀州様御講金高割帳」

(2) 文化8年は30石以上だけがわかっている。

(3) 系譜のつながらないもの若干が省略されている。

地集積を進めている。またこの表から、上層農の没落と上昇との一つの画期を文化8年～天保5年においてよいと思われる。

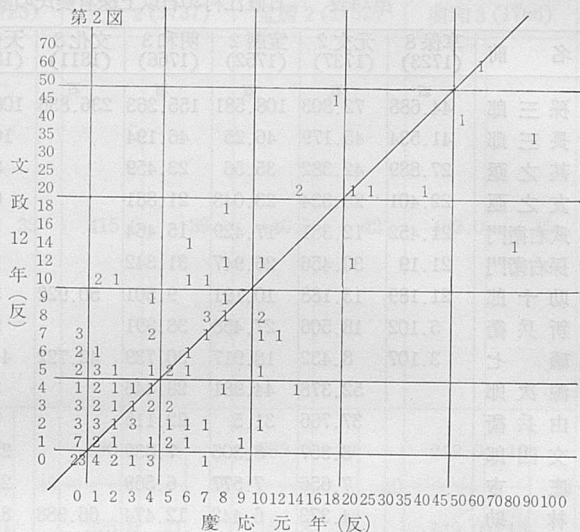
以上の分析から、日置江村の場合も、前述下佐波村とほぼ同様の階層分化の動向を示しているといえよう。

### (B) 天保以降幕末期

まず下佐波村からみていこう。第18表によって、文政12年と慶応元年とを比較してみると、他村入作率(11.5%→5.3%)が減少しているが、階層別農民数の比率には大きな変化はみられない。しかし保有反別の比率については、5反未満層23.3%→20.1%、5反—2町層45.0%→33.8%と減少しているのにたいし、2町以上層では、31.7%→46.1%と増加し、とくに、8町余

9町余の保有者を出現させている。

第2図は、この間の系譜のつらなるもの133人による相関表であり、4つの階層別に集計したのが第25表である。35人がほとんど「変化なし」で、98人が保有反別を増加または減少させている。20



石以上層では、前述の如く、観音寺（4町9反余→1町8反余）を特例とすれば、減少2にたいし増加4であり、なかでも五左衛門（3町7反余→9町7反余）の上昇が著しい。5反-2町層では、増加8にたいし減少29で、明確に没落傾向を示しているが、そのなかで久兵衛（1町5反余→8町

第25表

	変化なし	増	減
5反未満	28	30	24
5~10ヶ	5	6	20
10~20ヶ	0	2	9
20反以上	2	4	3
計	35	42	56

3反余)の顕著な土地集積に注目すべきである(第21表参照)。5反未満層では、増加が減少を若干上まわっており、とくに2人は1町以上層に上昇している。この時期広汎に滞留する半プロ的貧農層からも、おそらくは、当時の綿業を主とする商品生産流通に関連し、蓄積資本を土地購入にあてて保有高を増加させた者が存在したであろうと推測される。

以上の検討から、この間における階層分化の激しかったこと、貧農層(5反未満層)の広汎な存在、中農層(5反-2町層)の一般的没落傾向、上層

(2町以上層)の著しい土地集積による地主化の動向等を把握し得るのである。

こうした階層分化の状態を、さらにくわしくみるために、北下佐波村(北組)の場合を示したのが第26表である。宝暦13年—天保5年間の史料を欠い

第26表 北下佐波村(北組)土地保有別階層構成

	宝暦5 (1755)	宝暦10 (1760)	宝暦13 (1763)	天保5 (1834)	天保10 (1839)	天保15 (1844)	嘉永3 (1850)	安政2 (1855)	万延2 (1861)	慶応元 (1865)	明治2 (1869)	
80~90											1A.	
70~80										1A.		
60~70			1A.						1A.			
50~60	1B.		1B.									
40~50	1A.	2A. B.		1C.	1C.			1A.				
30~40						1C.	2A. C.	1C.				
20~30	1	2				1A.						
15~20	2	1	2	1	1	1	1	1	2	1	1	
10~15	3	3	3		1A.		1	1	1C.	1	1	
7~10	5	4	4	5A.	3	4	3	3	3	4	4C.	
5~7	8	8	7	7	8	5	5	4	4	2	4	
3~5	5	6	6	8B.	7	7	5	8	7	5	3	
1~3	21C.	18C.	18C.	19	12	16	15	15	17	20C.	16B.	
0~1	20	23	21	18	27B.	28B.	26	22	24	26	26	
無高	?	?	?	15	16	17	24B.	26B.	29B.	29B.	30	
保有者計	67	67	63	59	60	63	58	56	59	60	56	
総戸数				74	76	80	82	82	88	89	86	
保有高計	石 340	石 366	石 336	石 228	石 213	石 219	石 223	石 227	石 228	石 219	石 238	
入 作	南下佐波村	38	51	66	205	226	244	270	273	280	281	267
	その他	171	132	147	112	106	83	53	46	38	41	41
計	209	183	213	317	332	327	323	319	318	322	308	
総計	549	549	549	545	545	546	546	546	546	541	546	

(1) 「田畑高揃帳」, 「宗門改帳」

(2) A. 久兵衛 B. 源兵衛 C. 観音寺

ているが、ほぼ5年間隔で、天保5年以後は無高の数を知ることができる。とくに注目すべき青木久兵衛(A)、青木源兵衛(B)、観音寺(C)はそれぞれの位置を符号を以て示した。北組の場合は、表示した如く、南組を始めとする他村入が極めて多いので、厳密な分析はさしひかえねばならないが階層分化の動向を概観することは可能であろう。この表から、宝暦期に階層分化の基点があるとしても、天保期に第2の画期があることを認めることができるであろう。天保期以降の階層分化の諸特徴を要約して示せばつぎの如くである。観音寺は別問題として、天保期村方騒動を契機とする源兵衛家の無高への没落と、久兵衛家の急速な土地集積、無高層の倍增(15→30)、5

第27表 日置江村土地保有別階層構成(Ⅱ)

	天保5(1835)		嘉永6(1853)		安政3(1856)		文久2(1862)					
200~250			1		1		1					
150~200												
100~150	1											
90~100												
80~90			2		1							
70~80	1	11	7	7	5	1	8	4	2	10	6	
60~70												
50~60												
40~50	3											
30~40	1					1			2			
20~30	5		4			4			5			
15~20	1		6			4			3			
10~15	7	8	6	12		5	9		6	9		
					23			23			19	
7~10	12		9			11			10			
5~7	10	22	15	24		15	26		12	22		
3~5	22		22			26			25			
1~3	49	131	76	48	111	72	39	113	73	38	121	75
0~1	60		41			48			58			
計	172人	100%	154人	100%	156人	100%	152人	100%				



	天保 5 (1835)		嘉永 6 (1853)		安政 3 (1856)		文久 2 (1862)	
200~250								
150~200								
100~150								
90~100								
80~ 90								
70~ 80	473	50	511	48	542	52	566	55
60~ 70								
50~ 60								
40~ 50								
30~ 40								
20~ 30								
15~ 20	100	11	180	17	135	13	128	12
10~ 15			29		32		30	26
7~ 10	165	18	170	16	181	17	150	14
5~ 7								
3~ 5								
1~ 3	205	21	207	19	196	18	193	19
0~ 1								
計	943石	100%	1068石	100%	1054石	100%	1037石	100%

(1) 天保5年は「年貢免割帳」による。農民の半数は天保4年よりとっている。

(2) その他は「紀州様御講金高割帳」による。

石未満層の増加，5—20石層の漸減等の諸動向として把握される。

日置江村の場合どうか。第27表は，この時期の保有高別階層表である。第23表でみた階層分化の状態とくらべて，一層激しい5~20石層の没落と20石以上層の土地集積をみるができる。文化8年236石余の土地集積をしていた孫三郎は，天保5年106石余に減少させている。この傾向は，前述北下佐波村の源兵衛，久兵衛等と同様であるが，それが分割相続や藩財政との関係などによるものか，或いは何らかの経済的理由によるものかは不明である。何れにしろ，第24表の林助・弥市・文四郎などの上昇と友之丞・由兵衛などの没落の例にみる如く，化政—天保期に一大転換期があったとみてよい

であろう。その後、孫三郎は嘉永6年234石余、文久2年240石余と土地集積を行なっている。彼を頂点とする20石以上の農民数は、土地保有者総数の4—7%を占めるに過ぎないが、保有高では50%を超える集積を示している。その対極として、5反未満層の人数は約75%で保有高は約20%に過ぎず、その零細化を示している。5—20石層では、天保5年石高保有は29%であり、嘉永、安政期に若干増加しているが、文久2年には26%となっている。それは20石以上層が55%の土地集積をしていることと共に、階層分化が一層進んだことを示している。

商工業村落笠松の階層分化の状態は、これまでみてきた下佐波・日置江両村とくらべて、その程度に段階的相違が認められることは当然であるが、その前提の上で、階層分化の進展に同様な傾向を見出し得るのである。

まず無高（水呑）層の変遷（第5表参照）により概観しておこう。すなわち無高率は、享保6年17.9%から宝暦10年36.6%と倍増しており、この村の階層分化の基点を宝暦期とみなしてよいであろう。さらに文政—天保期以降は50%を超え、とくに開港による影響があらわれはじめるとみなされる慶応期は、無高率59%に達している。

第28表は、<sup>(5)</sup>「惣寄帳」の集計と石高家数など若干異なっているが、「宗門人別取調帳」により、階層分化の状態をみたものである。

無高層についてはすでに述べたが、1石未満層を加えた半プロ的貧農層は、戸数にして、天保13年88%余、慶応4年では実に90%を超えており、農商工の分離・階層分化の激しさを示している。さらに5反未満の貧農小作層を加えれば、兩年度とも戸数は98%余にのぼり、土地保有は46%余となっている。なお慶応4年の「極窮民」は162戸に達している<sup>(6)</sup>。彼らのうち、小作従事者も存在しているが、農業面のみでは再生産は不可能であり、第10表からも明らかなように、綿業関係を始めとする専門化した各種商工業や、日雇その他余業に従事していることはいうまでもない。

20石以上層の2戸は、高島久右衛門（村最高の7～80石余）と前述稿問屋

第28表 笠松村土地保有別階層構成

	天保13年				慶応4年							
	戸	石	戸	石	戸	石	戸	石				
80~90	1	0.2		83,97791	26.6		1	0.2	72,1712	24.7		
70~80												
60~70												
50~60												
45~50			0.4			36.7			0.4			
40~45										35.0		
35~40												
30~35	1	0.2		31,8575	10.1							
25~30							1	0.2	29,95995	10.3		
20~25												
15~20	1	0.2		19,2496	6.1							
10~15			0.2			6.1						
9~10	1	0.2		9,1926	2.9		2	0.3	19,5040	6.7		
8~9							1	0.2	8,6198	3.0		
7~8	1	0.2	1.0	7,3342	2.3	10.8	1	0.2	1.2	7,117	2.4	18.4
6~7	2	0.4		12,6666	4.0		2	0.3		12,7199	4.4	
5~6	1	0.2		5,2071	1.6		1	0.2		5,5218	1.9	
4~5	4	0.8		16,8943	5.3		2	0.3		8,3293	2.8	
3~4	4	0.8		13,7647	4.3		6	1.1	7.5	20,71613	7.1	
2~3	8	1.7	9.8	19,42353	6.2	29.4	8	1.5		20,51985	7.0	
1~2	31	6.5		42,96085	13.6		26	4.6		34,58665	11.8	
0~1	177	37.1		53,6528	17.0		189	33.5		52,40589	17.9	
0	246	51.5					323	57.4				
計	戸 478	100%	石 316.18169	100%	戸 563	100%	石 292.17147	100%				

の小見山又吉(約30石)とであり、それぞれ庄屋・惣年寄の役職にあり、数カ村にわたる出作地主ともなっている。高島家についてのくわしい分析は別稿に譲るが、すでに享保期頃から、とくに寛政一化政期頃、笠松という在方の商品生産流通の拠点において、穀類・綿業関係等の諸商品を取り扱いかい、質屋を兼営する商業高利貸資本家として活躍し、文政12年には、「年寄株」

を金30兩を以て譲り受け、従来いわゆる笠松の「草分け八人衆」が独占していた年番庄屋・水防役に就任している。<sup>(8)</sup> 商業高利貸活動により蓄積した資本を、当村のほか数カ村にわたり、土地購入に向けており、5反余の手作地<sup>(9)</sup>や、階層分化の状態から、天保期には寄生地主になっていたとみなされる。天保13年19石余の保有者は、下新町門六であるが慶応4年の宗門帳にみあたらず、その系譜をたどることはできない。

慶応4年の階層分化の状態を、天保13年のそれと比較して、顕著な変化をまとめておけば、戸数・無高層の増加、高島家の村内石高10石程の減少、10—20石層の消滅、5—10石層の増加（戸数1.0%→1.2%、石高10.8%→18.4%）、0—5石層の戸数の減少（46.9%→41.0%）などがあげられる。

以上は主として土地保有の面から、美濃縞地帯における農民階層分化の状態を概観してきた。ここでとりあげた下佐波・日置江両村と、商工業村落笠松とは、階層分化度に質的相違をみ出し得るのであるが、それを前提条件とした上で、この地方に一貫する階層分化の特徴を要約しておこう。この地方に綿業を中心とする商品生産流通が本格的に展開し始める18世紀半ば、ほぼ宝暦期頃に階層分化の基点があり、19世紀に入り、いわゆる封建的危機の段階といわれる化政—天保期を一画期として、一層激しく進展しており、階層分化の面においても維新変革の始期とみなし得るのである。さらに開港を契機とする幕藩制的市場関係の変質、原蓄過程の進展のなかで、こうした階層分化の動向は促進され、ここに明治以後の、わが国特異な資本主義体制下における寄生地主制を形成していく端緒ともなった農民階層分化の段階をみ出し得ると思われる。

なお前述した如く、美濃縞地帯におけるような農村工業など商品生産・流通のさかんな地方では、階層分化の状態を土地保有の面からのみ、みることは不十分である。この点を考慮しての、幕末・維新时期における農民諸階層の存在形態については、続稿において検討することとしたい。

注 (1) 拙稿「村方騒動」

(2) 下佐波村に関する論考には、中村哲「前掲論文」があり、本稿も同氏におうところが大である。ただし、農民階層分化についての分析には、(イ)南下佐波村(南組)よりの入作を、そのまま北下佐波村(北組)「持高別階層構成」に加えていること、(ロ)安政2年持高32石余の観音寺を「寄生地主的側面と富農的側面とを有する」一般農民として扱っていること、(ハ)「御物成勘定帳」の分析方法等に問題があると思われる。

(3) くわしくは拙稿「村方騒動」参照

(4) 佐々木潤之介『幕末社会論』については、すでに拙稿「幕末・維新时期研究の視点」(『岐阜経済大学論集』Ⅲ-2・3合併号)において、わたしなりの見解を述べておいた。佐々木氏は、宝暦期を「維新変革の起点」として〈豪農〉範疇の一般的成立の段階とみなし、その対極として「商業・高利資本(豪農)の成長・展開の結果、析出されて」くる、維新変革の主体である〈半プロ〉層(「①彼とその家族労働とがその保有地で行なう農業生産——〈小農〉経営——をもってしては、彼とその家族の再生産が基本的に維持しえず、②したがって、それがどのような条件のもとにであったとしても、その再生産が労働力販売に依拠せざるをえないところの、③しかし、彼を賃労働として包摂する資本関係が支配的には全く未熟な状況におかれたところの、④それ故に、結局は不充分にせよ、生産諸条件に結合せしめられているところの広汎な、中下層小作農民・下層自作農民・日雇雑業農民」)を設定されている。基本的にはこうした視点に賛成であるが、豪農の性格規定や、「中層農民自立生産者」の把握の仕方には疑問がある。

(5) 「惣寄帳」の集計

	天保13年	慶応4年		天保13年	慶応4年
村内	石 387.978	石 387.978	他		
村方所持	248.55059	163.36668	寺	4	3
村方惣持	11.1002	11.1002	惣年寄	9	6
高島久右衛門	83.97791	72.1712	同格		2
小見山又吉		29.95995	道心者	3	3
杉山市右衛門		1.7977	修験	1	1
別帳之者		50.0018	髪結	1	1
盛泉寺	2.268	1.396	医師	1	1
福証寺		1.7291	番人	2	3
他村入作	42.0813	56.45537	人数 { 男女	1933 { 968 970	2258 { 1115 1143
家数 { 高水	452 { 213 239	542 { 222 320	外		
			他江奉公	23	36
			永 稼 尋	22	16

